適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	\ (受印 ` ;																									[1,	/:	2]
令和	1 年	· 月	Ħ	申	住(本主の	入人店	い。 す ・事	居 場 合 又	が 所) は	⊗ (}		場合	のみ	公表	されま	ミす) 6-22			(電話	舌番-	<u></u>	08	2		84	7	_	264	 !8)
				請	納		ガ 税	ナ) 地		73 芸郡					6-22			(電話	氏番-	=	08	2		84	7	_	264	18)
				司司	氏 名		ガ			⊗	· 沙村 式会				,				(电印		<i>J</i>	00.			04			20-		
				者	(法	人	ガ の 者	場合			ケン																			
	海田	_ 税務	署長殿		法	人	1	番	号	4	2	2	4		0	o		0	1		0		4		 7	3		9	:	 2
公表 1 2 な	されま 申請者 法人(お、上	す。 の氏名 人格の 記1及	載した 又は名 ない社 び2の 等を使	称 団等を ほか、	と除く。 登録	_) 番号	にあ 及び	って 登録	は、 年月	本店日か	言又(ぶ公)	は主 表さ	たれる	る事	務良	斤の月	听在	地											ージ	;で
(平成2 ※ 当	8年法 ? i 該申	り、適 律第15 青書は、 5 年 9	号) 、所	第 5 条 得税法	きの	規定 の一	に 部を	、る · 改:	改正 正す	後る	の消	負費	税	去第	§ 57 ∮	条の	2	第 2	項	の;	規定	言に	よ	1) E	申請	il	ま -	す。	
			31日 (則とし											5場	i 合 l	ま令	和;	5 年	6)	∄ 30	日) ह	まて	ぎに	50	り申	請	書を	: 提	::出
事	業	者	区	分	※ 次	葉「	青書を 登録 確認	要件(の 確	✓ 図 認」	課種を	说事 記載	業	者 く	ださ	١١.	また	: . 5	□ □	夕 事業	包積	事	業 す	古る:	易合					
判定はこのなか	により 令和 申請書 ったこ	課税事 年 6 月: と提出す とにつ	(特定其 業30日とま るこ を ある の 困難な	るででき いまでで																										
税	理	士	署	名		!士法 里士	人	長名	八谷	会計	-								(電話	5番-	를	08	2	_	27	2	_	586	88)
※ 税 務	整理番号				部門 番号			申;	請年	F 月	日			4	年	月		Ħ			言	年		月		印日	確認			
務署処理	入力	処 理		年	月			番号確認					身元 確認] 沪] 扌			確認書類	個人その		カー	ř/	通知	カー 	F • j	重転分	も許証) 			
埋欄	登録	番号	· T										1	T																

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 株式会社 栄縁							
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。							
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改 (平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	者						
事	個 人 番 号							
業	事 生年月日(個	月日						
者	(本) 人) 又は設立 年月日 (内) 年月日(法人) 年月日	月 日 ————————————————————————————————————						
の	等事業內容							
確	課税期間 0 ※ 今和5年10月1日から今 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け	D 初 日 計和6年3月31日						
認	ようとする事業者 令和 年	月日						
登	課税事業者です。							
量 録	 							
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。 い。							
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	□ いいえ						
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい [□ いいえ						
	·							
参								
考								
事								
項								